

2013年 9月20日

附属支部組合員のみなさま

広島大学教職員組合
執行委員長 西別府 元日
(文責:書記次長 小薮猛)

「是正指導」に関する大学の提案について

日頃の組合活動へのご理解・ご協力に感謝致します。

さて、この度の「是正指導」問題に関する現時点での大学の考え(提案)を9月17日(火)に受領しました。添付ファイルをご覧ください。これらは9月12日(木)拡大校長会議へ提出されたものとのことです。

2ページ目**別紙1**の右側「見直し案」が中心になる部分で、要約すれば以下のようになっています。なお、理解の促進のために簡単なく注>を付します。

(1) 附属学校園教員については、これまでと同様の労働時間管理とする。

<注>したがって、所定時間外の労働について労働時間管理者への事前申請→許可の方法は取らないこととなります。

(2) 長時間労働による健康障害防止策として、在校時間(出勤時刻、退勤時刻)の管理を行い、在校時間が長時間となった者には「自己チェック票」に基づいて産業医の面接指導を行う。

<注>この対応は附属学校園教員に特有のものではなく、労働安全衛生法等に基づいて広島大学が制定している規則に拠るものです。

(3) 所定労働時間以外の業務に対する手当として、労働時間の内外の労働を包括的に評価し、附属学校教員特別手当の見直しを行なう。他の教職調整額や特殊勤務手当等は現行のままで、また、「原則として、時間外勤務手当又は休日手当は支給しない」。

<注>現行の教職調整額には「時間外勤務手当及び休日手当が含まれる」とされていますが、それとこの見直し後の附属学校教員特別手当との関係は不明です。

また、上記の「原則として」は、例外としてどのような場合を想定しているかも不明です。

(4) 見直した附属学校教員特別手当は今年4月から適用=支給することとし、平成23年4月からの遡及調査は実施しない。

<注>正確には、「見直した特別手当は4月から適用し、平成23年4月からの遡及調査はしない」が述べられているもので、「過去2年間の時間外請求」については触れられていません。

つきましては、この「大学提案」を各附属支部でご検討いただき、ご意見等を9月27日(金)12時までに書記局宛にご連絡下さいますようお願い致します(当日夕が執行委員会です)。

なお、それまでに整理が難しい場合は、それを過ぎても構いませんので、必ずご意見等をお寄せ下さい。

また、不明点やご質問等がありましたら下記までお願いします。

東広島キャンパス組合事務所 小薮 電話(学内線)(84)5390、(外線)(082)422-7556

FAX (082)422-7556、eメール union@hiroshima-u.ac.jp